

## 岐阜県エネルギー価格・物価高騰対策設備整備事業費補助金

# 【サプライチェーン対策生産設備導入】募集案内

岐阜県では、エネルギー価格・物価高騰対策のため、部品を国内生産に切り替える等のサプライチェーン対策に必要な生産設備を導入する経費の一部を支援します。

### ■ 補助対象者

県内に事業所を有する製造業の企業（大企業（みなし大企業含む）を除く）

### ■ 補助対象事業

エネルギー価格・物価高騰対策のため、部品を国内生産に切り替える等のサプライチェーン対策に必要な生産設備の導入を行う以下のいずれかの事業

Aタイプ：海外の自社工場で生産していた部品を、県内の自社工場での生産に切替え

Bタイプ：海外の取引先から輸入していた部品を、県内の自社工場での生産に切替え

Cタイプ：海外からの部品調達を国内に切替える企業からの依頼により新たに県内工場で生産

Dタイプ：生産拠点の海外集中度が国内全体で50%以上ある部品を新たに県内工場で生産

■投資額要件 補助対象経費が1,000万円以上

■事業効果要件 申請者の全事業所（県内）の付加価値額\*の合計が、令和4年度の前年度の決算と比較して5年後（令和9年度）に15%以上増加が見込めること ※「付加価値額」とは、営業利益+人件費+減価償却費

■補助対象期間 交付決定日～令和5年10月31日（火）

・交付決定日より前に発注した設備は対象外。ただし、事前着手届の提出がある場合は対象

■補助率 2/3以内

■補助限度額 5,000万円

■補助対象経費 生産設備の取得に要する経費

・発注及び契約を、令和5年3月31日（金）までに行うもの

・令和5年10月31日（火）までに納品及び支払いが完了するもの

<補助対象外となる主な経費>

- ・検査機、搬送機、取出機、システム等の附属設備
- ・運搬、設置、配線工事、稼働点検、保守点検、組立にかかる費用
- ・改造、維持修繕、撤去、処分にかかる費用
- ・設計費、管理費、諸経費にかかる費用
- ・割賦、リース（ただし、ファイナンスリースは補助対象）
- ・中古、レンタルによる購入
- ・消費税等相当額

## ■ 受付期間

令和4年10月28日（金）～ 令和4年12月23日（金）17時【必着】

## ■ 留意事項

- ・ 交付申請を希望する場合は、必ず岐阜県企業誘致課に事前相談してください。相談期間終了間際は予約が集中するため、できるだけ早めにご相談願います。
- ・ 「岐阜県サプライチェーン対策生産設備導入事業費補助金」令和3年度第二次募集（令和3年12月募集）、令和4年度募集（令和4年4月募集）にて採択された企業は、申請することができません。
- ・ 「岐阜県サプライチェーン対策生産設備導入事業費補助金」令和2年度及び3年度第一次募集（令和3年4月募集）にて採択された企業は、前回採択事業と異なる部品の生産に取り組む場合に限り対象となります。
- ・ 1企業につき、1交付申請までとなります。
- ・ 交付申請できる設備の数は、1申請1台までとなります。
- ・ 岐阜県及び岐阜県が関与する支援機関の補助金との併用はできません。
- ・ 国の補助金との併用は可能です。なお、補助金額の算定は、設備に係る全体額から補助金額を減じた額に補助率を乗じた額となります。
- ・ 予算額を超える交付申請がある場合は、補助率を減じて交付決定をすることがあります。また、その結果補助率が1/2を下回る場合は審査委員会（内容審査）により採点し、予算の範囲内で合計点数の上位から順に交付決定を行います。
- ・ 本補助金で採択された事業者は、企業名及び事業計画名を県のホームページ上にて公開しますので、ご承知おきください。
- ・ 対象となる設備は、交付決定日以降に発注を行ったものになります。交付決定日の前に事業を着手（発注）する必要がある場合は、交付申請書の提出時に事前着手届も併せて提出してください。ただし、その場合でも、交付申請日より前に発注している設備は対象にはなりません。また、事前着手届があっても、交付決定されるとは限りませんのでご注意ください。
- ・ 交付決定は、令和5年2月下旬を予定しています。
- ・ ファイナンスリースによる取得の場合は、設備を取得するリース会社との共同申請になります。その場合、設備に係る経費のみが対象になります。
- ・ 実績報告書は、事業が完了してから30日以内、または令和5年10月31日のいずれかの早い方の日までに提出してください。
- ・ 補助対象の生産設備を、償却資産の耐用年数の期間内に財産処分する場合は、補助金の返還が生じることがあります。
- ・ 補助金交付後から5年間（令和6～10年度分）は、事業報告書の提出が必要となります。

■事前相談期間 令和4年10月28日（金）～ 令和4年12月16日（金）17時

- ・事前相談は、来庁するかWEB会議での打合せになります。
- ・事前相談の日程調整は、電話または電子メールにてお願いします。

■提出書類（各1部）

- ・交付申請書（代表者印の押印要）
- ・事業計画書（別紙2）
- ・決算書（直近2年間分。営業利益、人件費、減価償却費がわかるようマーキングし、別紙2「6. 事業の実施目標」の数値と合うよう記載してください）
- ・定 款
- ・見積書（費用明細は必ず必要になります。一式による計上は不可です。設備の本体価格、オプション部品、検査機、搬送機、取出機、システム等の附属設備、運搬、設置、配線工事、稼働点検、保守点検、組立、設計、諸経費等が明確にわかるように記載してください。）
- ・直近の県税（法人県民税及び法人事業税）の納税証明書（完納証明ではなく、税額の証明を提出してください。）
- ・サプライチェーン対策がわかる資料
  - Aタイプ：海外に自社工場があることがわかる資料（HP、パンフレットなど）
  - Bタイプ：海外から輸入していたことがわかる書類（国・企業名がわかる納品書など）
  - Cタイプ：他企業からの依頼内容がわかる書類（国名、依頼企業名（依頼企業の責任者の押印もしくは自署要）、サプライチェーンに関する依頼内容が明確にわかるもの）
  - Dタイプ：新たに生産する部品（増産は不可）の海外集中度が、国内全体で50%以上であることがわかる資料
- ・購入する設備の概要（パンフレット等）
- ・事前着手届（交付決定前に発注を行う場合）
- ・口座振込依頼書兼債権者登録（変更）票（金融機関の確認印が必要）

■提出先及び問合せ先

申請書の様式は、ホームページからダウンロードしてください。上記の提出書類は、令和4年12月23日（金）17時（必着）までに下記あてに郵送又は持参してください。

なお、郵送の場合は、配達記録が確認できる方法（例：簡易書留、特定記録等）にてお送りいただきますようお願いいたします。

岐阜県 商工労働部 企業誘致課 立地支援係  
〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1-1 10階  
電話：058-272-8370 FAX：058-278-2659  
メールアドレス：[c11342@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11342@pref.gifu.lg.jp)